

5分で読める

ちょっと役に立つ

『配偶者加給年金』

ご主人が年上の場合の配偶者加給年金は？

奥さんが年上の場合の配偶者加給年金は？

平成24年5月

配偶者加給年金とは？



年金の受給内容に配偶者加給年金というのがあります。どんな年金なのですか？



奥さんを扶養する手当といえます。ご主人が老齢厚生年金の受給者で、65歳未満の奥さんがいて、その奥さんが一定の年収上限に満たないなどの条件だった場合に上乗せして受給できる年金のことです。



配偶者加給年金の正確な受給条件を教えてください。いくら金額を受給できるかを教えてください。



「配偶者加給年金」を受給できる条件は、

- ・厚生年金に原則20年以上(注①)加入している人で、その人の配偶者が、

- ①65歳未満。
- ②年収850万円未満。
- ③厚生年金加入期間が20年未満。

であること。

- ・配偶者加給年金額は、昭和18年4月2日以後生まれの方は394,500円です。

注①：「配偶者加給年金」

配偶者加給年金を受給できる人は、厚生年金に20年以上加入している人です。

以下の人は特例として20年未満の加入でも加入期間を20年あるとみなされます。

昭和26年4月1日以前生まれの人で、男性は40歳以後、女性は35歳以後で厚生年金加入期間が以下の表の生年月日によって加入期間がある人です。これを「中高齢者の特例」といいます。

●中高齢者の特例	
昭和22年4月1日以前	15年(180月)
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日まで	16年(192月)
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日まで	17年(204月)
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日まで	18年(216月)
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日まで	19年(228月)



配偶者加給年金を受給できなくなる条件を教えてください。



受給できなくなる条件は以下の通りです。

- ①配偶者が65歳になった時。
- ②配偶者と離婚した時。
- ③配偶者が亡くなった時。
- ④配偶者の厚生年金加入期間が20年以上になった時。
- ⑤配偶者の年収が850万円以上になった時。

奥さんが年下の配偶者加給年金の具体的事例は？



配偶者加給年金は配偶者が65歳になるまで受給できるとすると、例えば、若い年下の奥さんが配偶者だと長期間配偶者加給年金を受給できることになりますね。



そのとおりです。

最近、芸能人で歳の差が開いている結婚が多いですね。例えば、某男優は現在63歳、奥さんも女優さんで38歳。最近2人目の子供が生まれました。

男優さんは昭和24年1月生まれなので64歳から配偶者加給年金を受給できます。

(以下、事例は男優さんが厚生年金に20年以上加入。奥さんは厚生年金加入期間20年未満、年収850万円未満と仮定したとします)。男優さんが64歳のときに奥さんは39歳ですから65歳まで配偶者加給年金を受給するとしたら総受給額＝394,500円×(65歳－39歳)＝10,257,000円になります。





配偶者加給年金は配偶者を扶養する手当ですが、18歳未満の子供がいると加給年金を受給できるのですか？



そのとおりです。

18歳未満の子供がいる場合は、その子供が18歳になるまで加給年金を受給できます。

加給年金額は以下の通りです。

1人目・2人目の子供……1人当たり227,000円

3人目以降……………1人当たり75,600円



とすると前頁のご夫婦の事例だと子供の加給年金を受給できるわけですね。



そのとおりです。

このご夫婦の子供は2人です。現在3歳と0歳の子供がいます。

来年から加給年金を受給できますから

長男の加給年金＝227,000円×(18歳－4歳)
＝3,178,000円

次男の加給年金＝227,000円×(18歳－1歳)
＝3,859,000円

配偶者加給年金と子供2人の加給年金の総合計額

＝10,257,000円＋3,178,000円＋3,859,000円
＝17,294,000円になります。

奥さんが年上の配偶者加給年金の具体的事例は？



配偶者加給年金は配偶者が65歳になるまで受給できるとすると、例えば、逆に年上の奥さんが配偶者だと配偶者加給年金を受給できなくなるのではありませんか？



そのとおりです。

配偶者加給年金を受給できなくなる条件に配偶者が65歳になった時があります。

奥さんが年上で、ご主人が配偶者加給年金を受給できる年齢のときに奥さんが65歳になっていたら配偶者加給年金を受給できません。

一例として5歳年上の奥さんがいるご主人の事例で説明しましょう。

●ご主人誕生日：昭和37年10月10日

●奥さん誕生日：昭和32年8月20日

ご主人の誕生日から配偶者加給年金を受給できる年齢は65歳のときです。そのときに奥さんは70歳になっています。

配偶者加給年金を受給できなくなる条件である配偶者が65歳になっているからご主人は受給できません。夫婦で見れば、妻が年上の場合には配偶者加給年金分を損していると言えなくもありません。

振替加算



年上のご主人が配偶者加給年金を受給していて妻が65歳になると受給できなくなりますが、それに代わる制度があると聞きましたが教えてください。



それは振替加算です。

ご主人が年上の場合に、配偶者加給年金は奥さんが65歳になるまで受給できます。

奥さんは65歳になると老齢基礎年金を受給します。そのときに配偶者加給年金の振替として奥さんの老齢基礎年金にプラスして「振替加算」を受給できます。ただし、この「振替加算」も昭和42年4月2日以降生まれの奥さんは受給できません。



奥さんが年上の場合の「振替加算」はどうなりますか？



奥さんが年上の場合は、ご主人が配偶者加給年金を受給できる年齢に達したときに奥さんはいきなり奥さんの老齢基礎年金に振替加算が上乗せされます。



配偶者加給年金という名称ですから。奥さんが年上でも配偶者加給年金を受給できるケースがありますか？



「配偶者加給年金」を受給できる条件は、

- ・厚生年金に原則20年以上加入している人で、その人の配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること。

とすると、例えば、

- ・奥さんが年上で厚生年金を20年以上。
- ・ご主人の厚生年金加入期間が20年未満。
- ・ご主人の年収が850万円未満。

奥さんが年上ならば奥さんは配偶者加給年金をご主人が65歳になるまで受給できます。

どんな年上の奥さんがいる夫婦が受給できるかというと、奥さんが中堅・大企業に長年勤めていて、ご主人が個人で事業をしていて年収が850万円未満のご夫婦などが想定できそうです。